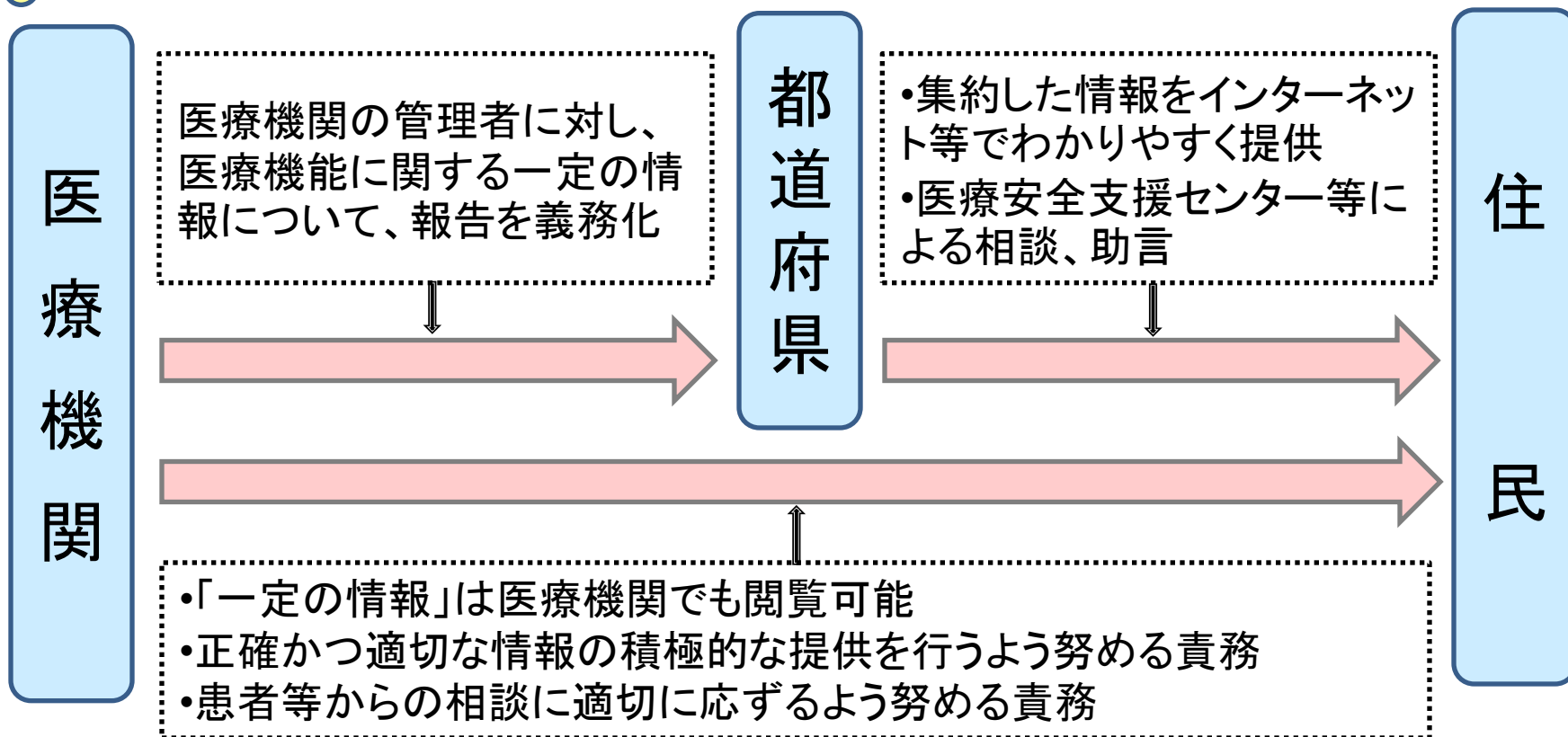


医療機能情報提供制度【医療法】(概要)

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務づけ、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組み



医療機能情報提供制度により報告・公表の対象となる事項の例

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

- 一 基本情報
- 二 病院等へのアクセス
- 三 院内サービス等
- 四 費用負担等

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

- 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
 - ・ 医師等の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数（例：「精神保健指定医」）
 - ・ 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの（例：「保護室」）
 - ・ 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの
 - ・ 専門外来の有無及び内容
 - ・ 対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの
 - ・ 地域医療連携体制
 - ・ 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無

第三 医療の実績、結果等に関する事項

- ・ 病院の人員配置
- ・ 看護師の配置状況
- ・ 法令上の義務以外の医療安全対策
- ・ 法令上の義務以外の院内感染対策
- ・ 情報開示に関する窓口の有無
- ・ 症例検討体制
- ・ 治療結果情報
- ・ 患者数
- ・ 平均在院日数
- ・ 患者満足度の調査の実施・結果の提供の有無
- ・ 財団法人日本医療機能評価機構による認定の有無

11) 対応できる疾患・治療内容

3 精神科・神経科領域

- 1 精神科・神経科領域の一次診療
- 2 臨床心理・神経心理検査
- 3 精神療法
- 4 精神分析療法
- 5 心身医学療法
- 6 終夜睡眠ポリグラフィー
- 7 禁煙指導(ニコチン依存症管理)
- 8 思春期のうつ病、躁うつ病
- 9 睡眠障害
- 10 摂食障害(拒食症・過食症)
- 11 アルコール依存症
- 12 薬物依存症
- 13 神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)
- 14 認知症
- 15 心的外傷後ストレス障害(PTSD)
- 16 発達障害(自閉症、学習障害等)
- 17 精神科ショート・ケア
- 18 精神科デイ・ケア
- 19 精神科ナイト・ケア
- 20 精神科デイ・ナイト・ケア
- 21 重度認知症患者デイ・ケア

精神科専門医制度

- 日本精神神経学会が制定
- 医師経験5年以上、精神科研修3年以上
- 学会の施設委員会が認定した研修施設で、学会の「研修手帳」に沿った研修プログラムにより研修
 - 総論 62項目、疾患別 266項目、ABCのうちB以上の評価がそれぞれ60%以上必要
- 平成21年度から試験開始
 - 10症例以上レポート提出(一次試験)
 - 筆記試験、面接試験(二次試験)を施行
 - ※ 平成17年度から面接・症例レポートによる過渡的認定を行い8,880人が合格
- 5年ごとの更新制(学会参加等が要件)
- 日本専門医制評価・認定機構等の意見を聴いた上で届出が行われ、一定の基準を満たしていれば、専門医であることを広告することができる。